

みどりみらい 2nd SEASON ぐんじとしのりの議会報告

2004/12/31 Vol. 47 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362
E-MAIL ID / mmirai@kitemachi.com

印西市議会/平成 16 年第 4 回定例会報告 (3)

いつもお世話になっております。印西市議会第 4 回定例会 (12 月議会) は、12 月 17 日 (金) までの会期で行われ、閉会しました。今回も前回に引き続き、12 月議会での議案審議について中心にご報告していききたいと思います。

議案審議とその結果 (2)

議案第 2 号 「高齢者就労支援センターの設置および管理に関する条例」の制定について

(結果 / 可決・・・私は反対しました。)

(設置場所) (総称) そうふけふれあいの里 (旧 草深小学校) 1 階の一部

(条例制定の趣旨) 高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、これまで培ってきた豊かな経験と知識、技能を發揮し、生きがいと社会参加を促進すると共に、働く意欲のある高齢者に就労を支援する事は経済的自立を促し、生きがい対策の観点からも重要となっている。そこで、高齢者が、生きがいのある自立した生活を送ることを支援するため、就労に必要な技能の修得、供用の向上および情報を提供することを目的とする。

(ぐんじとしのりより市民のみなさまへ)

この議案の審議に当たっては、私は 2 つの点で執行部に疑問を投げかけ、回答を求めましたが、考え方の違いから賛意を示すことができませんでした。

1. 「当該施設の目的」とする「就労の支援」は可能か？

市民が求める「経済的自立を促す」ことはできるのでしょうか？また、どのような「就労に必要な技能の修得、供用の向上および情報を提供する」ことができるのでしょうか。この点を市執行部に対して他議員も含め、問いかけ回答を求めましたが、「パソコンの指導を行う」等の回答しか得る事ができませんでした。どんな崇高な理想を掲げても、働く意欲があっても、技能を修得しても「就労場所」の提供ができなければ目的は達成できません。(知識、技能習得に対しては「実費を徴収する」ことを回答しています。) この紙面でも過去何度かとりあげさせていただいておりますが、市内には同じような理念を持ち、活動している「シルバー人材センター」がありますが、技能 / 技術をもった方々への就労支援ができていないのが現状です。市民に対して、「就労支援」をかかげるのであれば、本当に経済的支援が必要な方々を裏切らない内容が必要であると考えます。「生きがいと社会参加」を促進することを目的とするのであれば、名称の変更を行い、市民の誤解を招かないようにすべきであると考えます。

2. 「当該施設の管理」について

印西市ではこの施設に関して、初めて「指定管理者制度」を取り入れようと考え、提案しました。

(この制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応する為、公の施設管理に民間活力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図る事を目的としています。 - 平成 15 年 9 月に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことによるものです。) 制度の導入にあたっては、(1) 対象となる施設の管理運営を考え、(2) 制度の趣旨を踏まえた統一的な仕組みをつくり、(3) (指定管理者の指定に係る) 手続き条例および施設の設置条例を整備する という段階を踏みます。しかし、「制度の導入に関して十分な検討がされたか」という私の質問に対して印西市では (指定管理者の指定に係る) 手続き条例は必須ではないことから、この部分に関しては市が定める基準で行いたい旨を回答しました。私は条例によらなければ、あいまいな恣意的な要素も入ってくることも訴え、制度の導入には透明性を出すために、もうすこし時間をかけるべきだと考え、反対しました。

* 尚、当該施設には「シルバー人材センター」の事務所が移転を予定し、施設管理についても指定管理者として応募するようです。

議案第 10 号 「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について**(結果/可決・・・私は反対しました。)**

- (改正の要旨) 1)健康保険税の所得割額、被保険者均等割額および世帯別平等割額の見直しをする他、一定の所得以下の世帯については、保険税の 6 割軽減を 7 割軽減に、4 割軽減を 5 割軽減にそれぞれ拡大し、2 割軽減を更に加えるもの。
- 2)介護納付金の課税限度額の引き上げを行うもの。

(ぐんじとしのりより市民のみなさまへ)

改正の要旨のみを見ると、負担の軽減につながるように読めるのですが、この条例の制定の前提として「国民健康保険税」の値上げがあります。(平成 17 年 4 月 1 日より)

国民健康保険制度の維持は必要不可欠ではありますが、特に低所得の市民の負担を減らす為の方策として、福祉の充実がなければ単純に賛意を示すことはできません。

議案第 9 号 「廃棄物の減量および適正処理に関する条例の一部を改正する条例」の制定について**(結果/可決・・・全員賛成)**

- (改正の要旨)市の集積所に適正に排出された再利用可能なものの所有権を市に帰属させ、市長が決定した事業者以外のものの収集、運搬を禁止させるもの。

(ぐんじとしのりより市民のみなさまへ)

「資源ゴミ」の持ち去りが多いので、対応しましょうという条例です。

「来年度 いよいよ成田へ」

12 月中旬に、以下の準備書の説明会が開催されました。(12 月 18 日(土)ふれあいプラザさかえ 他)

- 「成田新高速鉄道線建設工事に係る環境影響評価準備書」
- 「一般国道 464 号線北千葉道路(印旛~成田)建設事業に係る環境影響評価準備書」

今後、1 月 18 日(火)までに当該資料に対する意見書の提出がされ、「環境影響評価書」の公告、縦覧の後に工事の施工が予定されております。(ご参考までに確定しているルートを以下に記載します。)

「年賀状の送付について」

公職選挙法の規定により、市内への挨拶状の送付は「答礼」によるものを除き、禁止されておりますのでご承知下さい。

今年も一年間多くの皆様からの貴重なご意見、ご提言ありがとうございました。紙面が限られておりますので、十分な内容をお伝えする事はできなかったと思いますが、少しでも皆様に情報を提供できればよかったですと思います。新年から「教育問題」を中心にご報告をつづけて参りたいと思います。

ご支援、ご声援ありがとうございます。よいお年をお迎え下さい。

ぐんじとしのり